

重要な事項等のご説明(重要事項等説明書)

引受保険会社：エイチ・エス損害保険株式会社

この「重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）」では、ネット海外旅行保険「たびとも」に関する重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みください。

保険契約者と被保険者が異なる場合には、記載の内容を被保険者の方全員に必ずご説明ください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、当社までお問合せください。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。

普通保険約款	基本となる補償内容（治療費用）と契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険契約者	保険契約のお申込みをされた方をいいます。保険契約者は保険契約上のさまざまな権利を有すると同時に、保険料支払義務をはじめとした義務を負います。
被保険者	保険の対象となる方または補償を受ける方をいい、保険証券に記載の方をいいます。ただし、賠償責任危険補償特約においては、被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
保険金	この保険により補償される事由が生じた場合に、当社がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	この保険により補償される事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の限度額のことをいいます。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者にお支払いいただく金銭をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
海外旅行中	保険期間（保険のご契約期間）中で、かつ被保険者が、海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

ネット海外旅行保険「たびとも」は、海外旅行中に偶然な事故により被保険者がケガをしたときや病気になったときなどに保険金をお支払いするものです。

※ ネット海外旅行保険「たびとも」は、旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険のペットネームです。

基本となる補償（普通保険約款・特約）				オプションの補償（特約）
基本となる補償は次のとおりです。				以下のオプションがあります。
治療費用（普通保険約款）				
傷害死亡 保険金支払特約	傷害後遺障害 保険金支払特約	疾病死亡 保険金支払特約 ^{※1}	救援者費用 等補償特約	電子機器等補償特約 (携行品損害補償特約（電子機器等補償対象外型）用)
賠償責任 危険補償特約	携行品損害補償特約 (電子機器等補償対象外型)	航空機寄託手荷物 遅延等一時金支払 特約	指定感染症追 加補償特約	航空機遅延等 一時金支払特約 ^{※2}
※1 被保険者の年齢によっては、疾病死亡保険金支払特約が付帯されない場合があります。				
※2 出発日当日在申込みにはセットできません。				

【申込プラン】

被保険者1名でご契約いただく個人プラン、同行するご家族をまとめてご契約いただくファミリープラン（家族旅行特約が自動セットされます。）、同じ旅行行程の被保険者複数名（最大10名）でご契約いただくグループプランがあります。

ファミリープランで被保険者とすることができるご家族の範囲

ファミリープランで被保険者とすることができるご家族の範囲は、被保険者本人としてセットされたご本人と一緒に旅行する方で次の①から③までの方に限ります。

- ① 本人の配偶者（本人と婚姻の届出を予定している方を含みます。）
- ② 本人またはその配偶者の同居の親族（＊1）
- ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子（＊2）

（＊1）親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 （＊2）未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※ 永住権を得て海外に居住している方や帰国予定のない方は、この保険をお引受けできませんのでご注意ください。

2. 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。

詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
治療費用保険金 〔普通保険約款〕	<p>①海外旅行中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けた場合</p> <p>②「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気（＊）」により、海外旅行中または海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>③海外旅行中に感染した特定の感染症（☆1）により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を開始した場合</p> <p>（＊）その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したもの を除きます。</p> <p>⇒ケガの場合は事故の発生の日から、病気の場合は治療開始日から、その日を含めて180日以内に実際に支出した治療費等の費用のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。</p> <p>（注）1回のケガおよび病気について、治療費用保険金額を限度とします。</p>	<p>【共通】</p> <p>○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失</p> <p>○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為（ただし、自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救援者費用はお支払いの対象となります。）</p> <p>○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。）</p> <p>○放射能汚染</p> <p>○妊娠、出産、早産または流産およびこれらに基づく病気（ただし、海外旅行中に妊娠、出産、早産または流産により死亡した場合の救援者費用はお支払いの対象となります。）</p> <p>…など</p> <p>【治療費用保険金/傷害死亡保険金/傷害後遺障害保険金/救援者</p>
傷害死亡保険金 〔傷害死亡保険金支払特約〕	<p>海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>⇒傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。</p> <p>（注）同一のケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払い</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害後遺障害保険金 〔傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）〕	<p>している場合は、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の金額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ⇒後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の 4 ~ 100% をお支払いします。</p> <p>(注) お支払いする額は、保険期間を通じ合計して傷害後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>費用等保険金】</p> <p>○海外旅行開始前に発生した事故によるケガが原因で死亡した場合または治療した場合</p> <p>○酒気帯び運転、無資格運転中の事故（ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合の救援者費用はお支払いの対象となります。）</p> <p>○<u>スカイダイビング、山岳登はんなどの危険な運動等（☆2）を行っている間に生じた事故（ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合の救援費用はお支払いの対象となります。）</u></p> <p>…など</p>
疾病死亡保険金 〔疾病死亡保険金支払特約〕	<p>①海外旅行中に病気で死亡した場合 ②「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後 72 時間以内に発病した病気（♦1）」により、海外旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合（♦2） ③海外旅行中に感染した特定の感染症（☆1）により、海外旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合</p> <p>（♦1）その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。 （♦2）海外旅行終了後 72 時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。</p> <p>⇒疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。</p>	<p>【治療費用保険金/傷害後遺障害保険金/救援者費用等保険金】</p> <p>○むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの</p> <p>…など</p>
救援者費用等保険金 〔救援者費用等補償特約〕	<p>①海外旅行中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠、出産、早産もしくは流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気（♦1）がもとで、海外旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気（♦2）により継続して 3 日以上入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、または事故により被保険者の生死が確認できない場合もしくは捜索・救助が必要となったことが公的機関により確認された場合</p> <p>（♦1）海外旅行中に医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。 （♦2）海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。</p> <p>⇒実際に支出した救援者費用（救援者の現地までの往復運賃（♦1）、救援者の宿泊施設の客室料（♦2）など）のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。</p> <p>（♦1）運賃が 1 台あたりの料金で定められている場合は、救援者 3 名までが負担すべき費用に限ります。（救援者が 3 名を超えた場合は、1 台あたりの料金を人数で均等割し、3 名分をお支払いします。） （♦2）客室料が 1 室あたりの料金で定められている場合は、救援者 3 名までが負担すべき費用に限ります。（救援者が 3 名を超えた場合は、1 室あたりの料金を人数で均等割し、3 名分をお支払いします。）</p> <p>(注)・保険期間中にお支払いする保険金の総額は、救援者費用等保険金額を限度とします。 ・ファミリープランの場合は、保険期間中にお支払いする保険金の総額は、<u>1 家族につき</u>、救援者費用等保険金額を限度とします。</p>	<p>【治療費用保険金／疾病死亡保険金】</p> <p>○歯科疾病 ○<u>山岳登はん（♦）を行っている間に発病した高山病</u></p> <p>（♦）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。</p> <p>…など</p> <p>【治療費用保険金/救援者費用等保険金】</p> <p>○海外旅行開始前に発病した病気が原因で治療した場合</p> <p>…など</p> <p>【治療費用保険金】</p> <p>○海外でのカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療</p> <p>…など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金 〔賠償責任危険補償特約〕	<p>海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物（保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品または生活用品を含みます。）を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合</p> <p>⇒ 1回の事故について、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金の額などをお支払いします。</p> <p>(注) ファミリープランの場合は、1回の事故について、<u>1家族につき</u>、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金の額などをお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保険契約者または被保険者の故意 ○職業上の行為に関する賠償責任 ○同居の親族に対する賠償責任 ○航空機、船舶、車両（ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、観光に使用中のセグウェイに起因するものはお支払いの対象となります。）、銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ○受託物（レンタル業者から借り入れた旅行用品等はお支払いの対象となります。）に対する賠償責任 <p>…など</p>
携行品損害保険金 〔携行品損害補償特約（電子機器等補償対象外型）〕	<p>海外旅行中に携行品（衣類、カバン、旅券などの身の回り品）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合</p> <p>⇒ <u>携行品1個(1点、1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は合計で5万円)を限度</u>として再調達価額（同一の質、用途、規模、型、能力の物を新たに購入するのに必要な金額）または修理費のいずれか低い額をお支払いします。</p> <p>(注)・保険期間中にお支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額を限度とします。 - ファミリープランの場合は、保険期間中にお支払いする保険金の総額は、<u>1家族につき</u>、携行品損害保険金額を限度とします。 - 盗難にあった場合は、ただちに警察署に届け出て、現地の警察署の盗難届出証明書を取得する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○サーフィン・ウインドサーフィン等の運動を行うための用具、通貨、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ等の携行品損害 ○<u>携帯電話・スマートフォン、タブレット端末・ノートPC、デジタルカメラ、カメラ用交換レンズ、携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー、ヘッドフォン・イヤフォン等の「電子機器等(☆3)」の携行品損害</u> ○携行品の欠陥、自然の消耗 ○商品・製品等、業務にのみ使用される物の損害 ○<u>携行品の置き忘れ、紛失</u> <p>…など</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 「電子機器等(☆3)」は、携行品損害保険金の追加補償を選択いただくことで補償の対象に加えることができます。</p> </div>
航空機寄託手荷物遅延等一時金 〔航空機寄託手荷物遅延等一時金支払特約〕	<p>乗客として搭乗する航空機に寄託した手荷物が、航空機の目的地到着後6時間経過してもその目的地に運搬されなかった場合</p> <p>⇒ <u>航空機到着後96時間以内に被保険者が必要不可欠な衣類・生活必需品・身の回り品の購入費（またはレンタル費）を支出した場合にお支払いします。</u></p> <p>(注)・寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に費用を支出した場合は除きます。 - 購入する場合はその物の代金、貸与を受ける場合はその物の使用料をいい、他人への謝礼および礼金は含みません。 - <u>1回の手荷物遅延について、1万円をお支払いします。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意、重大な過失または法令違反 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 <p>…など</p>

(☆1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」「四類感染症」または政令により「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。(エボラ出血熱、ラッサ熱、ペスト、マールブルグ病、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、マラリア、黄熱、回帰熱、ウエストナイル熱、レプトスピラ症、ジカウイルス感染症、デング熱など)

(☆2) 山岳登はん (♦1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (♦2) 操縦 (♦3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (♦4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、自動車、原動機付自転車、オートバイ、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモビル等の乗用具による競技・競争・興行・試運転

- (♦1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (♦2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (♦3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (♦4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

(☆3) 携行品損害補償特約(電子機器等補償対象外型)別表2にかかる次の物をいいます。

■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■電子書籍専用端末、携帯情報端末(PDA)、スマートウォッチ等のウエラブル端末 ■スマートスピーカー・AIスピーカー ■携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、携帯ナビゲーション ■トランシーバー等の携帯型または移動型の無線電話装置 ■携帯ラジオ、携帯テレビ ■携帯Wi-Fiルーター ■デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ ■カメラ用交換レンズ(カメラ本体へ装着されているか否かを問いません。) ■携帯型CDプレイヤー、携帯型DVDプレイヤー ■ヘッドフォン・イヤフォン ■その他携帯電話、無線LAN、Bluetoothなど電波法施行規則第2条第1項第15号に定める無線通信が可能な端末機器およびこれらの付属品

3. オプションの補償 契約概要

「2. 基本となる補償」に記載している特約のほか、この保険にセットできる特約をご用意しています。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

ご注意！ 航空機遅延等一時金支払特約は、出発日当日のお申込みにはセットできません。

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
電子機器等補償特約(携行品損害補償特約(電子機器等補償対象外型)用)	前記「2. 基本となる補償」の「携行品損害保険金」で補償の対象外となる「電子機器等(前記☆3)」を補償対象に加える特約です。	
航空機遅延等一時金支払特約	<p>海外旅行中に次のいずれかに該当した場合</p> <p>①搭乗予定の航空機(♦)について、6時間以上の出発遅延・欠航・運休等により、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合、または搭乗した航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合</p> <p>②搭乗していた航空機の遅延等により乗継ぎの予定だった出発機に搭乗できず、到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合</p> <p>(♦) 最初に搭乗する予定だった航空機をいい、その航空機の代替となる他の航空機は含みません。</p> <p>⇒出発地(着陸地変更した場合の着陸地を含みます。)または乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となる</p>	<p>○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意、重大な過失または法令違反</p> <p>○地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>○戦争、革命などの事変(ただし、テロはお支払いの対象となります。)</p> <p>○放射能汚染</p> <p>…など</p>

までの間に被保険者がホテル等の宿泊施設の客室料、食事代、交通費等の費用を支出した場合にお支払いします。

(注) 1回の出発遅延・欠航・運休等（または到着機の遅延等）について、1万円をお支払いします。

4. 補償重複

注意喚起情報

補償内容が同種の保険契約を既に締結している場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。また、お持ちのクレジットカードに海外旅行保険が付帯されている場合には、この保険と補償が重複することがありますのでご確認ください。(クレジットカード付帯の海外旅行保険は、保険金額が少額な場合がある等、補償内容が十分ではありませんので、ご注意ください。)

5. 保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。

- 実際にご契約いただくお客様の保険金額については、保険契約申込画面にてご確認ください。
- 各保険金額には、引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、他の保険契約等と合算で、それぞれ1,000万円が限度となります。
 - ① 被保険者が保険期間の初日において満15歳未満の場合
 - ② 保険契約者と被保険者が異なる場合
 - ③ グループプランにお申込みの場合

6. 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保険期間	旅行期間（海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまで）にあわせて設定してください。なお、この保険の保険期間は最長31日間となります。ご旅行の日程変更による延長の場合でも92日間が限度となります。
補償の開始	保険期間の初日の午前0時以降で、海外旅行の目的をもってご自宅を出発した時に開始します。
補償の終了	保険期間の末日の午後12時。ただし保険期間の途中であってもご自宅に帰着した時点で保険は終了します。

7. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、旅行の目的地等によって決定します。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料は、一時払いとなります。

ご契約の際は以下のいずれかの方法でのお支払いとなります。

- クレジットカード一括払
- PayPay (PayPay (残高)のみ利用可能。アプリがインストールされたスマートフォン限定)
- d払い (スマートフォン限定)
- auかんたん決済 (通信料金合算支払いのみ利用可能。スマートフォン限定)

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

この保険には、保険料の払込猶予期間はありません。

8. 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（契約締結時における注意事項）

注意喚起情報

保険契約者または被保険者にはご契約締結時に次の①から⑧までの告知事項について事実を正確に告知いただく義務がありますので、内容をご確認のうえ正しくご入力・ご回答ください。

ご注意！ 保険契約申込画面の入力内容や回答内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

告知事項	①生年月日（年齢） ②旅行の目的地 ③居住地	④健康状態 ⑤過去の請求事故等 ⑥他の保険契約等	⑦旅行中のスポーツ ⑧旅行中に従事する職業・職務
------	------------------------------	--------------------------------	-----------------------------

※ ファミリープランおよびグループプランの場合には、それぞれ被保険者ごとに告知いただきます。

2. クーリングオフ（お申込みの撤回または解除）

注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約で所定の要件を満たす場合には、クーリングオフ（お申込みの撤回または解除）を行うことができますが、この保険は、保険期間1年以下（最長31日間）のお申込みに限られますので、クーリングオフの対象とはなりません。

3. 死亡保険金受取人の指定について

注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。この保険は、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

III. 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等

注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、ご契約締結後に次の①および②の通知事項の変更が生じた場合に遅滞なく当社にご通知いただく義務があります。

（1）職業・職務（通知事項）の変更

職業・職務（被保険者が海外旅行中に従事する職業・職務をいいます。）を変更した場合のほか、新たに職業に就いた場合または職業を辞めた場合にもご通知ください。

ご注意！ ご契約締結後に被保険者が、以下のようなお引受けできない職業・職務に変更または就かれた場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。この場合は保険金をお支払いできません。



お引受けできない職業・職務（引受範囲外）

スタントマン、オートバイ・自動車・自転車・モーター・ボート競争選手、テスライダー、テスパイロット、猛獣取扱者、拳闘家（プロボクサー）、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士（相撲取扱者）、船舶関係従事者、使用事業航空機に職務として搭乗する者、自家用機・使用事業航空機に搭乗する航空カメラマン、港湾・船内・沿岸運搬作業者、農林・漁業作業者、採鉱・採石・建設作業者、自動車運転者、木・竹・草・つる製品製造作業者、火薬・爆薬類等の火気を取り扱う者、強酸・劇毒物を取り扱う者、鉱山・炭坑技術者、航空機操縦実習を行う教員、殺陣師、軽業師、曲芸師、空手術師範、乗馬教師、調教師助手、馬手、きゅう（厩）務員、送電線架線工・敷設工、マッチ製造工、自衛官・警察官・海上保安官・消防員・麻薬取締官、バーテンダー、接客社交従事者、風俗営業関連従事者、登山ガイド、産業洗浄工、産業廃棄物処理作業者、清掃員のうち屋外高所・煙突・ガラス・壁面の清掃を行う者、その他これらに類する危険な職業・職務

（2）旅行の目的地（通知事項）の変更

「たびとも」は、被保険者の旅行の目的地（ご旅行先）によって保険料が異なる海外旅行保険です。ご契約時に申告いただいたご旅行先に変更がある場合は、必ずご通知ください。なお、お申込人（保険契約者）か

らの旅行先変更の通知にもとづいて、保険料を請求することができます。

ご注意！ ご旅行先の変更について遅滞なく通知いただけない場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

上記の通知事項のほか、保険契約者の住所などを変更する場合も、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、必ずマイページ（後記「[IV-7. マイページについて](#)」をご確認ください。）で変更ください。

2. 保険期間の延長手続きについて

注意喚起情報

① 海外からの帰国が遅れたり、滞在期間を延長したりする場合など、保険期間の延長をご希望の場合には、ご契約延長の手続きと追加保険料の払い込みが必要となります。必ず保険期間が終了する前に延長手続きと追加保険料の払い込みを行ってください。

日本語でインターネットがご利用いただける環境であればマイページ（後記「[IV-7. マイページについて](#)」をご確認ください。）へアクセスいただき手続きを行うことができます。（通信料はお客様のご負担となります。海外からのアクセスは高額となる場合もありますのでご注意ください。）

マイページで手続きできない場合は、日本にいる代理の方（ご家族、知人等）に手続きを依頼してください。

ご注意！ 年齢・告知内容・保険金請求歴等により延長のお申し出に応じられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご注意！ 「保険期間延長の追加保険料支払に関する特約」に定める場合を除き、保険期間終了前に延長のための保険料が支払われない場合は、保険期間終了後の事故について保険金をお支払いできません。

② 保険期間の末日までにご自宅へ帰着予定だったにもかかわらず、航空機の遅延や被保険者の病気・ケガによる治療等、約款に定められた事由により、帰着が遅延する場合には、保険責任の終期が一定期間自動的に延長されます。なお、この期間を超えて保険期間の延長をご希望の場合はこの期間内に上記①の手続きを行ってください。

3. 解約と解約返戻金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、マイページ（後記「[IV-7. マイページについて](#)」をご確認ください。）へアクセスいただき手続きを行っていただくか、当社までご連絡ください。ご契約内容、解約時の条件に基づき、未経過期間に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします。（日割りにより計算した保険料を返戻するものではありません。例：ご自宅出発後、当日にご契約を解約された場合は、保険期間1日の場合の保険料を差し引いた金額をお支払いします。）

ご注意！ 解約返戻金は払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますのでご注意ください。（解約返戻金がない場合もあります。）

4. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者からのお申し出によりご契約を解除できる場合があります。詳細については、当社までお問合せください。また本内容については、保険契約者から被保険者全員にご説明ください。

IV. その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約については、当社と直接契約されたものとなります。ただし媒介業務を行う取扱代理店については、保険契約の締結権がありませんので、本契約サイトにおいて、当社と直接契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

3. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

当社は、お客さまの個人情報をプライバシーポリシー（個人情報保護宣言 <https://www.hs-sonpo.co.jp/privacy/>）に則り、以下のとおり適切に取り扱います。

● 個人情報の利用

- (1) 当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。
- (2) 当社は、取得した個人情報をホームページ等により公表された目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に連絡するか、ホームページ等により公表します。
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げるときを除き、ご本人の同意を得るものとします。
- (4) 当社は、センシティブ情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

● 個人情報の提供

当社は、当社の業務遂行上必要な範囲内で、国内外の業務委託先（保険代理店を含みます。）に個人データを提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等の間で登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について

当社の再保険業務の履行のため国内外の再保険引受会社に提供することがあります。

● 法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律およびその他法令等に基づき外部へ提供することがあります。

4. 重大事由による解除について

次の事由がある場合は、保険金をお支払いできることやご契約を解除することができます。

- ① 保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ② 詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 以下の暴力団等反社会的勢力に該当すると認められる場合または密接に関与していると認められる場合
・暴力団・暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）
・暴力団準構成員
・暴力団関係企業その他の反社会的勢力
- ④ 複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合
- ⑤ 上記のほか、①から④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

5. 事故が起こった場合

（1）まずは事故（損害）の連絡をしてください。

この保険の対象となる事故（損害）が発生した場合には、まずは当社ホームページ「保険金請求（<https://www.hs-sonpo.co.jp/demand/>）」記載の保険金請求の流れをご確認いただいたうえで、病気・ケガの状況や事故（損害）の内容等について、30日以内にご連絡ください。

ご注意！ 正当な理由がなくご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることができます。

賠償事故が発生した場合で、被害者（相手側）との間で賠償額を決定（示談）するときには、必ず事前にご連絡ください。

ご注意！ 当社の承認のない賠償額の決定（示談）をした場合、保険金を削減してお支払いすることができます。

また、当社では、海外旅行保険にご契約いただいたお客さまに「サポートサービス（24時間365日体制で日本語で対応）」をご提供します。海外旅行中に万一事故（損害）にあわれた場合など、海外でサポートが必要な場合は、当社ホームページ「サポートサービス（<https://www.hs-sonpo.co.jp/support/>）」をご参照ください。

（2）保険金請求の手続きについて

保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める書類のほか、当社ホームページ「保険金請求（<https://www.hs-sonpo.co.jp/demand/>）」に記載の書類等をご提出いただきます。

(3) 保険金の支払時期について

被保険者または保険金受取人が保険金請求の手続きを完了した日（請求完了日）からその日を含めて 30 日以内に保険金を支払います。

ご注意！ 特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払いするまでの期間を延長することがあります。
(この場合には被保険者等にあらかじめ通知します。)

(4) 時効について

保険金請求権については時効（3年）があります。保険金請求権の時効の起算点は、補償項目によって異なります。例えば、傷害死亡保険金の場合は、被保険者が死亡した時が時効の起算点となります。

(5) 代理請求人制度について

代理請求人制度とは、被保険者本人が保険金を請求できない事情がある等、特別な事情がある場合に、代理人による保険金の請求ができる制度です。詳しくは当社までお問合せください。

6. 保険証券（電子証券）について

保険証券は電子データで発行します。（電子証券）

「電子証券」は、保存・印刷ができる PDF 形式の保険証券です。契約完了時のほか、マイページ（後記「[7. マイページについて](#)」をご確認ください。）からもご確認いただけます。ご旅行の際には印刷してご持参ください。プリント環境がないお客さまは、スマートフォンに保存いただくか、「証券番号」「緊急時の連絡先」をメモしてご旅行にご持参ください。

7. マイページについて

マイページ（<https://mypage.hs-sonpo.co.jp/>）は当社の保険商品をご契約いただいたお客さまが、インターネットでご契約内容の照会や変更などを行えるサービスです。契約時に設定いただくメールアドレス（ID）とパスワードによりご利用いただけます。

窓口一覧

エイチ・エス損害保険株式会社

保険金のご請求・ご契約のご相談・当社へのご意見
【保険金請求】

保険金のご請求・手続き方法はこちら

<https://www.hs-sonpo.co.jp/demand/>

【お問合せ】

ご契約のご相談・当社へのご意見等はこちら

<https://www.hs-sonpo.co.jp/contact/>

保険金請求



お問合せ



指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 03-4332-5241（全国共通）

受付時間：9:15～17:00（土日・祝日・年末年始を除きます。）

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/>

※ 海外で事故にあわれたとき、緊急のときのご連絡方法は、契約締結後にお送りするメール等をご覧ください。